

長期優良住宅の申請手数料

本市の認定審査には、次の表のとおり手数料が必要となります。

◎事前審査で交付された確認書又は住宅性能評価書（長期使用構造等である旨が記載されたもの）がある新築の場合の手数料

区 分		認定申請（法第5条第1項から第5項）	計画変更認定（法第8条第1項）	譲受人の決定に伴う変更認定（法第9条第1項及び第3項）	地位承継の承認（法第10条）
住宅の種類	建築物の床面積				
一戸建て		8,000	4,000	2,200	2,200
共同住宅等	500 m ² 以下	17,000	8,500	2,200	2,200
	500 m ² 超～1,000 m ² 以下	28,000	14,000		
	1000 m ² 超～2,500 m ² 以下	52,000	26,000		
	2,500 m ² 超～5,000 m ² 以下	78,000	39,000		
	5,000 m ² 超～10,000 m ² 以下	115,000	57,500		
	10,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	199,000	99,500		
	20,000 m ² 超～30,000 m ² 以下	257,000	128,500		
	30,000 m ² 超	300,000	150,000		

※手数料は、建築審査課窓口で発行する納付書により、本庁舎2階埼玉りそな銀行新座市役所出張所にて納付していただきます。

※長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書がない場合、建築確認の併願を行う場合の手数料については、別途、建築審査課にお問い合わせください。

※法第6条第2項に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出された場合、手数料条例で定める建築確認申請の審査手数料を上記表の額に加算します。

※上記の建築確認申請を申し出された建築物が構造計算適合性判定を必要とするものであった場合、別に定める構造計算適合性判定手数料を上記表の額に併せて加算します。

※既存住宅の増改築及び建築行為を伴わない既存住宅の場合の認定申請手数料については、別途、建築審査課にお問い合わせください。（認定申請前に事前相談が必要となります。）